

平成29年度「古事記のまつり」開催業務 委託事業者募集要項

1. 適用

本要項は、平成29年度「古事記のまつり」開催業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

平成29年度「古事記のまつり」開催業務

(2) 目的

奈良県においては、「古事記」「日本書紀」（以下「記紀」という。）「万葉集」に代表される歴史素材を活用した行政施策を効果的に展開し、「本物の古代と出会い、本物を楽しめる奈良」を実現していくための取り組みとして、「記紀・万葉プロジェクト」を推進している。

古事記完成1300年を機に、全国的に古事記への関心が高まってきており、本県では、古事記編纂・完成の地としての存在感を、県内外に広くアピールしているところである。

この「古事記ブーム」ともいえる機運の盛り上がりを継続・発展させ、古事記という書物そのものに親しみ、その魅力を体感できるイベントとして、「古事記のまつり」を開催する。

「古事記のまつり」は「古事記朗唱大会」及び「こども古事記かるた大会」を軸とし、幅広い年齢層の出場者・観覧者に古事記の魅力を体験していただくアトラクション等の催しで構成する。

「古事記のまつり」の開催により郷土の歴史を大切にす機運の醸成を文化・観光振興につなげ、古事記ファンの拡大・定着を図る。

(3) 委託内容

- ①計画・準備
- ②企画・実施
- ③会場での観光PRブースの設置、古事記かるたの販売等の演出
- ④プログラム及び出場者を紹介した冊子の作成
- ⑤出場者・観覧者の申込受付
- ⑥広報
- ⑦事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成
- ⑧打合せ協議

※詳細は別紙平成29年度「古事記のまつり」開催業務委託仕様書（以下「仕様書」）に記載。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託料上限額

金8,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

(6) 委託期間

契約締結日から平成30年3月26日まで

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 地域振興部 文化資源活用課 記紀万葉プロジェクト推進係

TEL: 0742-27-8975 FAX: 0742-27-0213

電子メールアドレス: bunkashigen@office.pref.nara.lg.jp

(2) 参加表明書(様式1)の提出期限、提出先及び提出方法

○提出期限 平成29年5月23日(火) 15時00分まで

○提出先 担当部局に同じ

○提出方法 ファクシミリ又は電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡。

(3) 企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

○提出期限 平成29年5月30日(火) 15時00分まで

○提出先 担当部局に同じ

○提出方法 持参または郵送に限る

(郵送の場合は提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。)

○提出物

①参加申込書(様式2) 【原本1部 コピー7部】

②企画提案書(様式任意 サイズはA4又はA3) 【原本1部 コピー7部】

1)業務実施方針

2)業務フロー図

3)工程計画

4)仕様書の求める提案事項を明記すること。

I. 企画・実施

i)プログラム

- ・古事記という書物そのものに親しみ、その魅力を体験できるなど古事記の魅力が十分に伝わる内容、また、観覧者も古事記の魅力を体感できるよう集客力がある内容となる企画を提示するとともに、具体的にイメージできる企画内容を記載すること。
- ・かるた大会は小学生の大会であることを考慮し、出場者が十分楽しめ、スムーズな大会運営ができるよう、対戦方法(人数、学年の分け方)や運営方法、かるたの読み手お楽しみ企画を提案すること。なお、「4. こども古事記かるた大会の概要」に記載の募集人数は目安とし、出場した小学生が十分に楽しめるような対戦方法、運営方法を提案すること。

ii)天平衣装のレンタル

- ・かるた大会における天平衣装着用体験の運営方法を提案すること。

iii) 記念品等贈呈

- ・ 記念品等贈呈に係る記念品の内容や贈呈式などの演出について提示すること。

II. 会場での観光PRブースの設置、古事記かるたの販売等の演出

- ・ 具体的な運営・管理体制を提示すること。

III. プログラム及び出場者を紹介した冊子の作成

- ・ 冊子のイメージデザインを提示すること。

IV. 出場者・観覧者の申込受付

- ・ 具体的な運営・管理体制を記載すること。

V. 広報

- ・ 広報ツールの作成方針を記載すること。また、リーフレット、ポスター、映像、チラシのイメージデザインを提示すること。なお、製作部数は下限とし、広報宣伝に効果的な印刷枚数、配布・掲示場所、方法があれば提案すること。
- ・ 出場者・観覧者獲得のための具体的な広報手法を記載すること。なお、新聞やテレビ等の活用により、効果的な事前・事後のパブリシティ露出の獲得に繋がるような工夫を行うなど、有効な広報手法を提案すること。

③事業者概要書（様式3） 【原本1部 コピー7部】

- ・ 会社概要などがあれば添付すること。

④類似業務受注実績（様式4） 【原本1部 コピー7部】

- ・ 成果物などがあれば添付すること。

⑤委託業務実施体制（様式5） 【原本1部 コピー7部】

⑥見積書（様式任意） 【原本1部 コピー7部】

- ・ 宛先は「奈良県知事 荒井正吾」
- ・ 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
(各項目の時間、単価が判断できる内容とする。)

※ただし、①～⑥のコピー7部については、提案者を判読できるような記載を削除すること。

(4) 説明会の開催

○開催日時 平成29年5月2日(火) 15時30分から

○開催場所 奈良県庁5階 第一会議室(大)

○説明内容

公募内容の説明、委託業務の説明、記紀・万葉プロジェクトの概要説明、質疑応答等

○説明会への参加申込

説明会への参加希望については、「説明会参加申込書」(様式6)に必要な事項を記載した上で、申込むこと。なお、説明会への参加は1事業者あたり3名以内のこと。

- ・ 説明会参加申込書提出期限：平成29年5月1日(月) 15時00分まで

- ・ 説明会参加申込書提出方法：担当部局にファクシミリ又は電子メールにて送付後、電話にて送付した旨を連絡。

(5) 説明会終了後の質問の受付

説明会終了後の質問は次のとおりとする。

○受付期間 平成29年5月 2日(火) 16時00分から

平成29年5月23日(火) 15時00分まで

- 受付方法 ファクシミリ又は電子メールに限る。質問票(様式7)に質問事項を記載のうえ送信。
 - ※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
 - ※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- 質問先 担当部局に同じ
- 回答方法 インターネットホームページ
「奈良県文化資源活用課ホームページ」に公表する。
個別には回答しないものとする。※質問者名は掲載しない。

4. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

- ①企画提案書等の評価は、平成29年度「古事記のまつり」開催業務委託事業者選定審査会により、次の評価項目等について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い得点で、かつ、審査委員会の合議により認められた一事業者を契約の相手方として選定する。但し、各評価項目において各委員の評価の合計点が6割に満たない場合は受託者として選定しない。提案者が1者の場合は、全ての審査項目について各委員の合計得点が6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者を、契約の相手方として選定する。
 - 1) 本業務の実施方針理解 (10点)
 - 2) まつりの企画・立案内容 (40点)
 - 3) 広報に関する企画・立案内容 (30点)
 - 4) 業務実施体制・業務受託実績 (10点)
 - 5) 経費 (10点)
- ②提出のあった提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ④プレゼンテーション及びヒアリングは、平成29年6月2日(金)に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する(5月31日頃予定)。

(2) 事業者との契約

- ①選定された者は、通知があり次第県担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ②当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ③企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ④契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところによる。
- ⑤契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - 1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下

「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- 2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合[上記6)に該当する場合を除く。]において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) その他

採択された事業計画・事業提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

5. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果について選定業者、応募者数、順位及び点数を公開するものとする。また、県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の開示を行う場合がある。
- (4) 非選定通知書による通知を受けた者は、非選定通知書の通知日から起算して5日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県文化資源活用課の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。